

玉掛け技能講習資料

法令編

SAMPLE

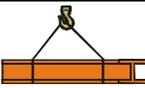


INDEX

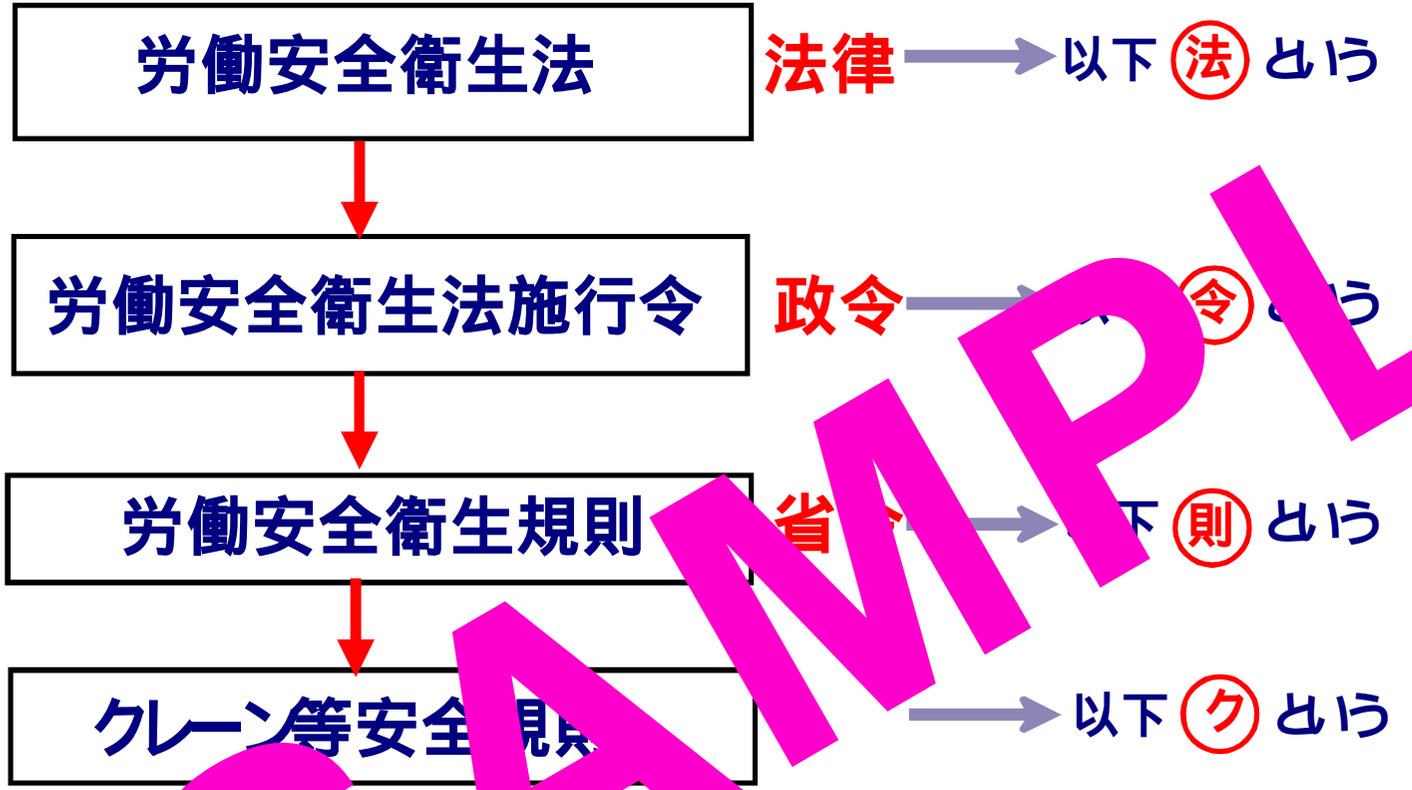
- 1 玉掛け業務に係わる関連法令体系
- 2 事業者等の責務
- 3 就業制限
- 4 安全装置等（フックの外れ止め装置・過巻防止装置・過負荷防止装置等）
- 5 外れ止め装置の使用
- 6 過負荷の制限
- 7 定格荷重の表示等
- 8 運転の合図
- 9 搭乗の制限
- 10 立入禁止
- 11 強風時の作業中止
- 12 運転位置からの離脱の禁止
- 13 玉掛け用ワイヤロープの安全係数
- 14 玉掛け用つりチェーンの安全係数
- 15 玉掛け用フック等の安全係数
- 16 不適格なワイヤロープの使用禁止
- 17 不適格なつりチェーンの使用禁止
- 18 不適格なフック・シャックル等の使用禁止
- 19 リングの具備等
- 20 使用範囲の制限
- 21 作業開始前の点検
- 22 技能講習修了証の再交付または書替え

終了

使用許諾条件について

 法令 1 玉掛け業務に係わる関連法令体系

玉掛け作業に係わる関連法令は、下記の法令体系にもとづいている

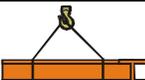


法 令 則 ク
は 法 令 の 略 称

SAMPLE

労働安全衛生法の目的 (法) 第1条

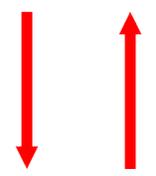
労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること

 法令 2 事業者等の責務

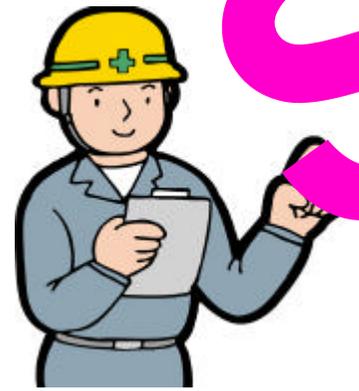
事業者の責務 ④ 第3条



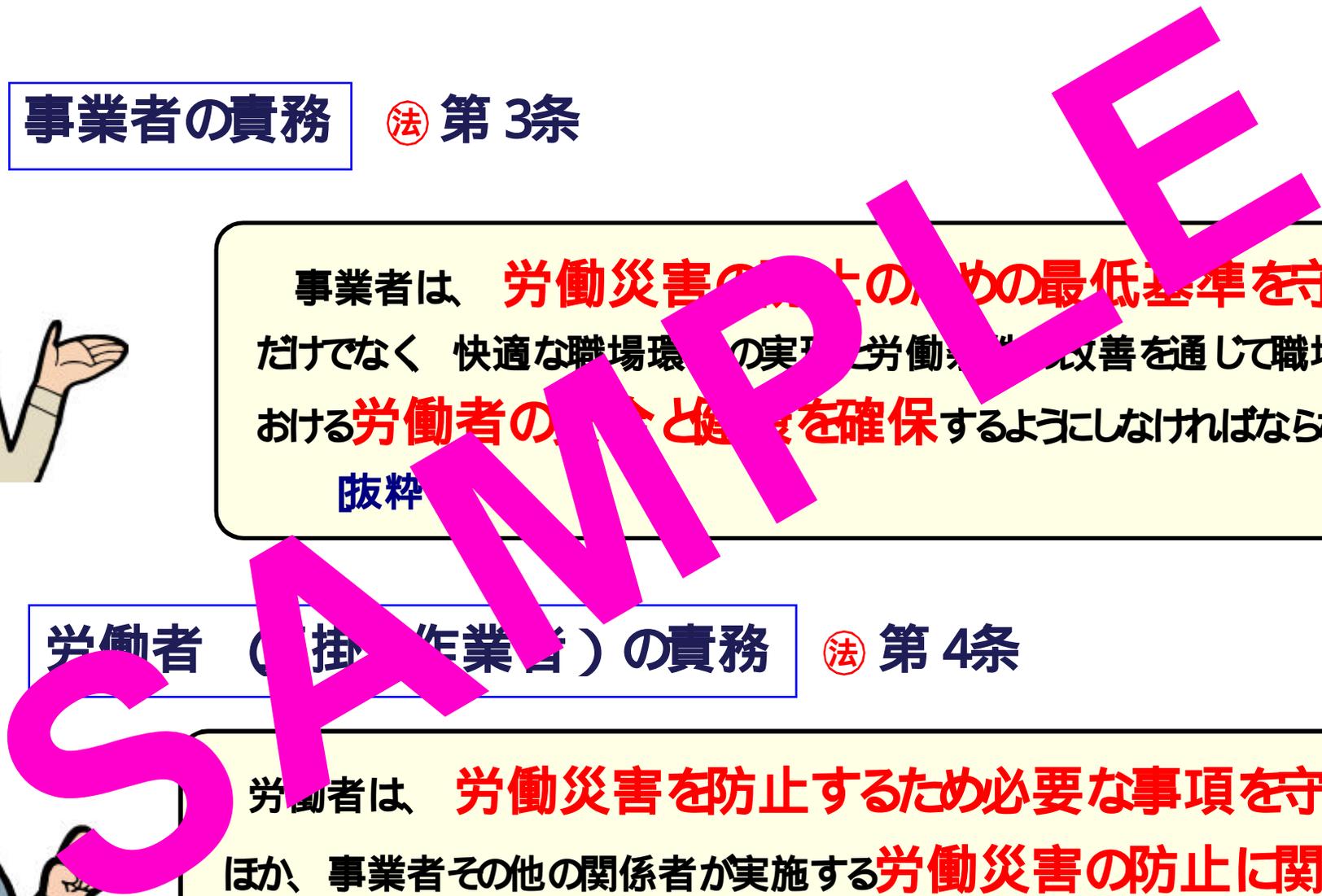
事業者は、労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない
抜粋

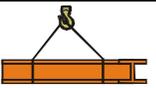


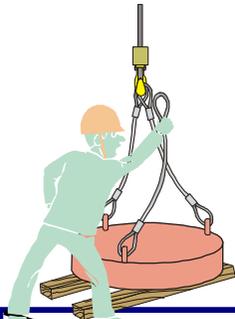
労働者（被雇用者）の責務 ④ 第4条



労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するよう努めなければならない



 法令 3 就業制限



圧掛け作業に必要な資格

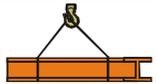
[法 第 59 条 則 第 36 条]

[法 第 1 条、令 第 20 条、
則 第 4 条]

つり上げ荷重又は つり上げる 制限荷重 機械装置の種類	1トン未満	1トン以上
クレーン 移動式クレーン デリック	玉掛け技能講習を修了した者 また玉掛けの業務に係わる 特別の教育を受けた者	玉掛け技能講習 を修了した者
揚貨装置	(規定はない)	同上

* 玉掛け作業をするときは、資格を証する書面を携帯しなければならない。

玉掛け作業は玉掛けをする荷の質量ではなく、つり上げるクレーン、移動式クレーン、デリック（以下「クレーン等」という）のつり上げ荷重及び揚貨装置の制限荷重によって玉掛け作業につくことができる者の資格を定めている



法令

4

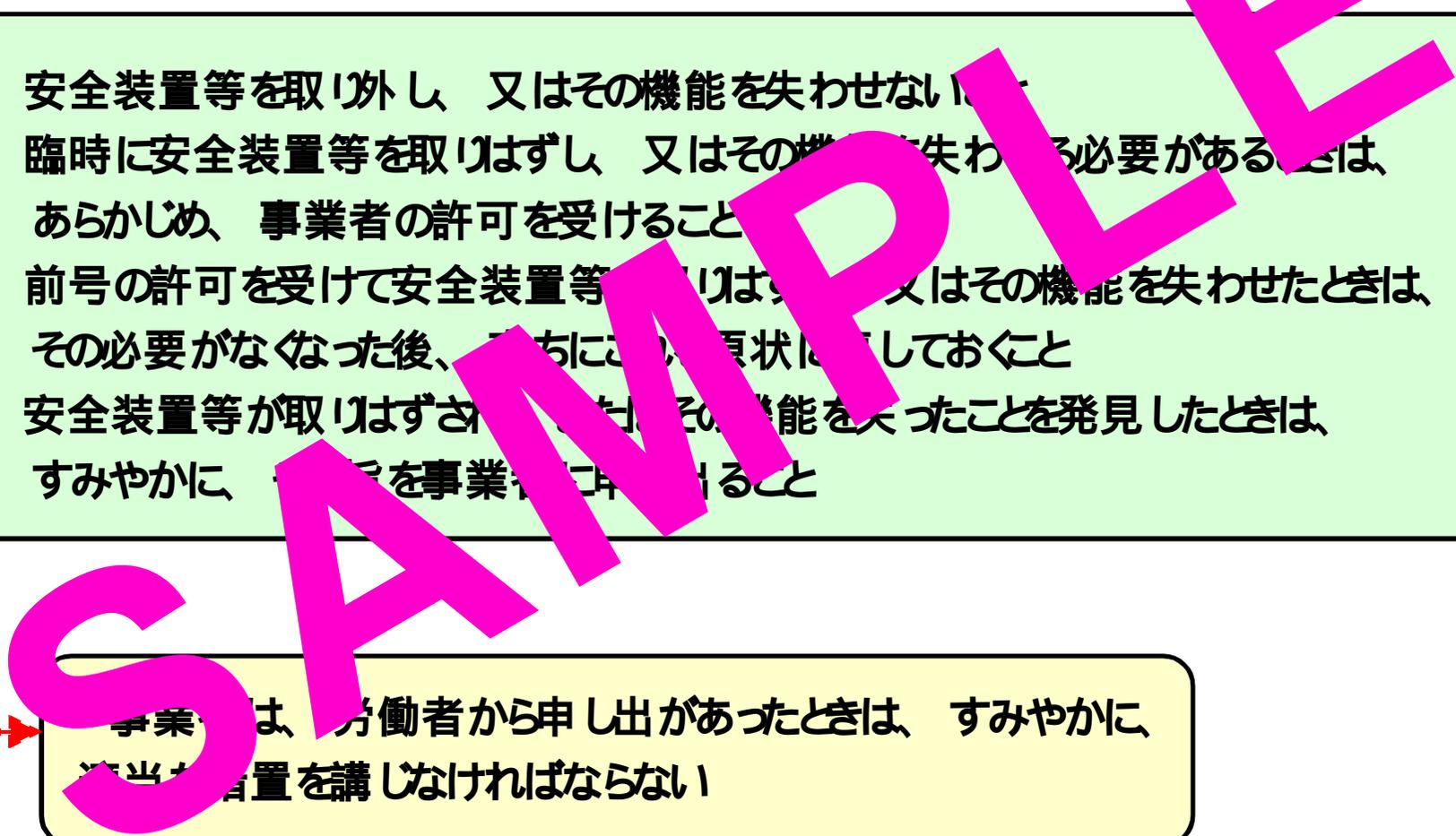
安全装置等 (フックの外れ止め装置・巻過防止装置・過負荷防止装置等)

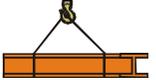
安全装置等とは 安全装置、覆い、囲い等をいう(則)第28条]

労働者は、安全装置等について、次の事項を守らなければならない(第29条)

1. 安全装置等を取り外し、又はその機能を失わせないこと
2. 臨時に安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせる必要があるときは、あらかじめ、事業者の許可を受けること
3. 前号の許可を受けて安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせたときは、その必要がなくなった後、速やかにその原状に戻しておくこと
4. 安全装置等が取りはずされ、又はその機能を失ったことを発見したときは、すみやかに、その旨を事業者に報告すること

事業者は、労働者から申し出があつたときは、すみやかに、その旨を労働者に講じなければならない



 法令 5 外れ止め装置の使用

【ク 第20条の2・第66条の3】

玉掛け用ワイヤロープ等がフックから外れることを防止するための装置（外れ止め装置）を具備するクレーン、移動式クレーンを用いて荷をつり上げるときは、当該外れ止め装置を使用しなければならない

【フックの外れ止め装置】



外れ止め装置
バネ式またはウエイト式

フックに、玉掛け用ワイヤロープなどが外れないように取り付けてある装置で、構造としてはバネを用いたもの、または、ウエイトを用いたものがある

法令 6 過負荷の制限

クレーン等にその**定格荷重**をこえる荷重をかけて使用してはならない
 揚貨装置には、その**制限荷重**をこえる荷重をかけて使用してはならない

〔ク〕第23条・第69条・109条
 〔則〕466条

* やむを得ない事由により規定によることが困難な場合
 届出、荷重試験を実施して異常ないことを確認、記録を3年間保存などの対応があるが略
 (但し、クレーン、デリックのみ)

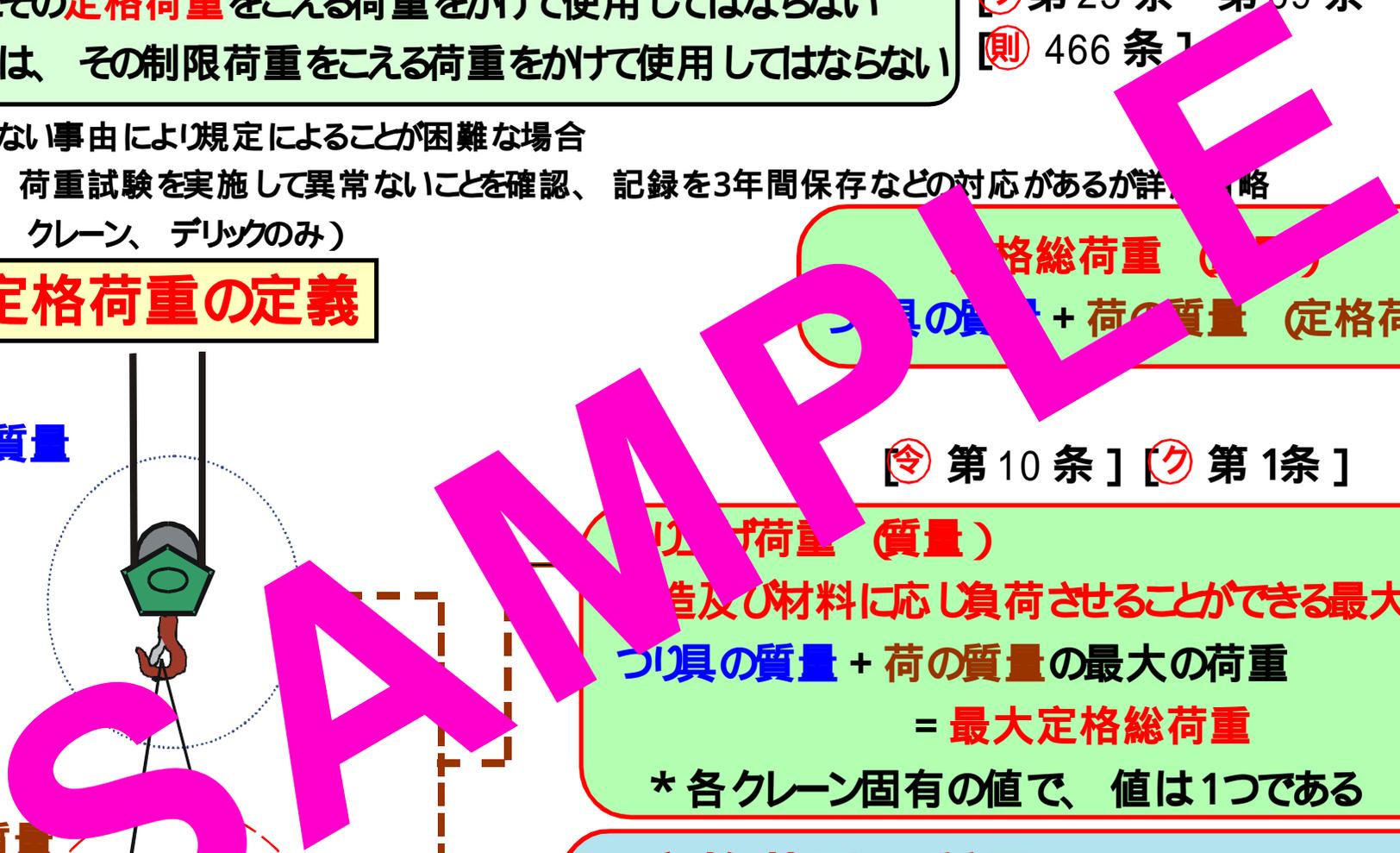
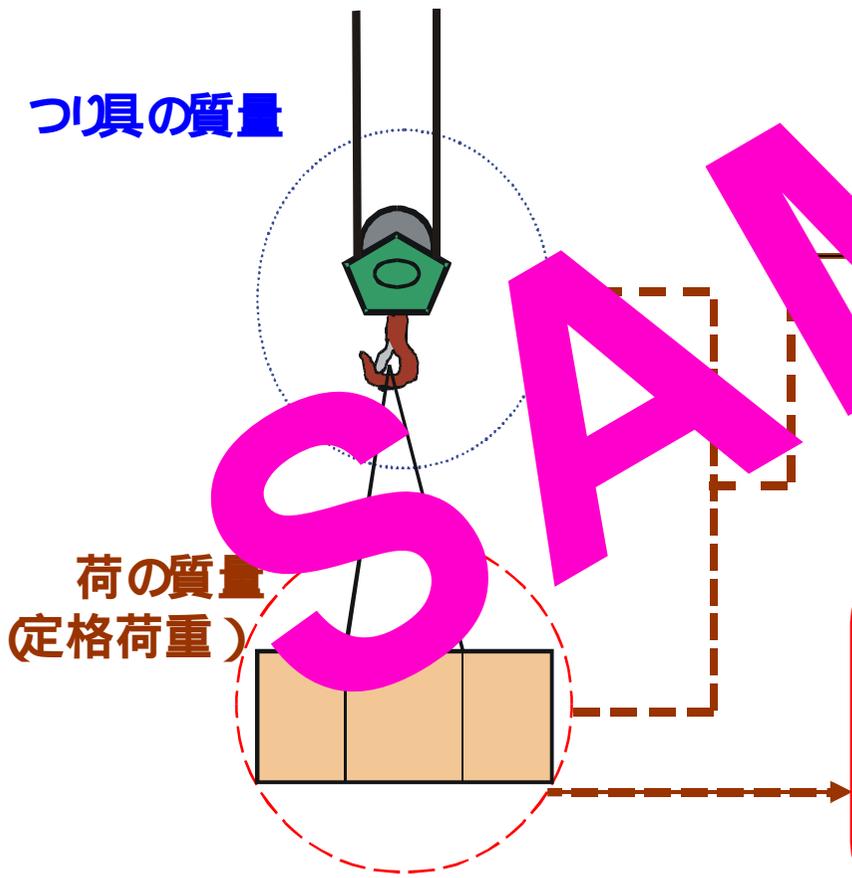
定格荷重の定義

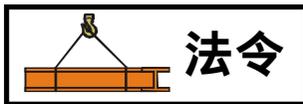
最大**定格総荷重** (質量)
 つい具の質量 + 荷の質量 (定格荷重)

〔令〕第10条 〔ク〕第1条

最大定格荷重 (質量)
 構造及び材料に応じ負荷させることができる最大の荷重
 つい具の質量 + 荷の質量の最大の荷重
 = **最大定格総荷重**
 * 各クレーン固有の値で、値は1つである

定格荷重 (質量)
 実際につることが出来る最大の荷重から
 つい具であるフック、クランプ、シャックル等
 のつ具の質量を差し引いた荷重である





法令

7

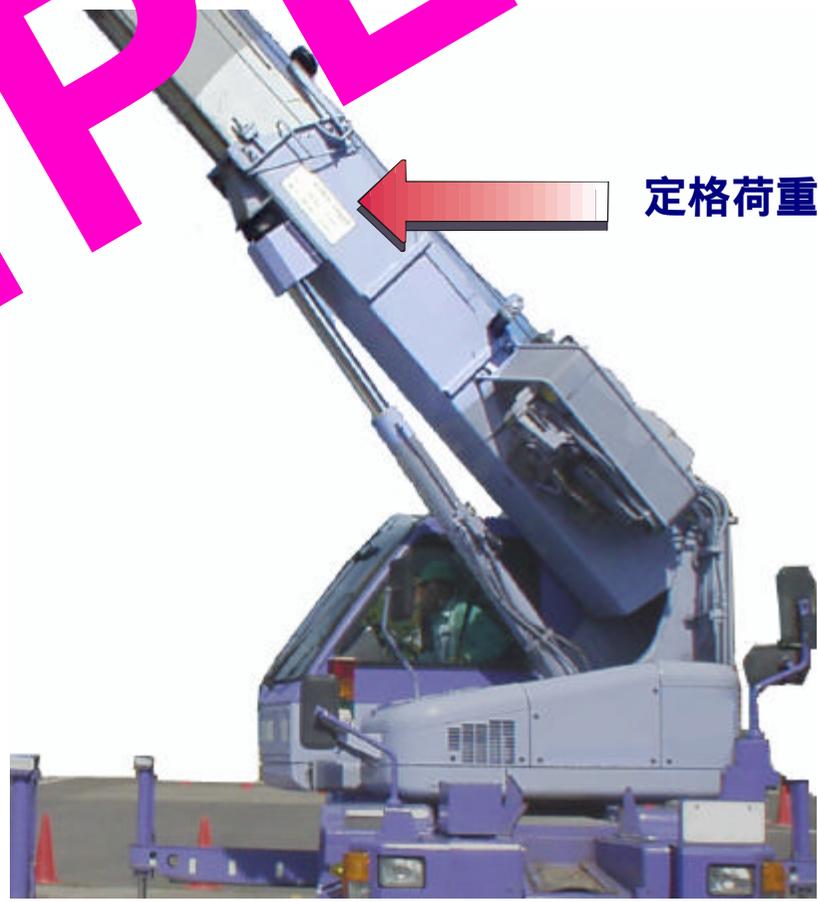
定格荷重の表示等

[ク 第24条の2・第70条の2]

事業者は、クレーン、移動式クレーンを用いて作業を行うときは、クレーン、移動式クレーンの運転者および玉掛けをする者が当該クレーンの**定格荷重**を常時知ることができるように表示その他の措置を講じなければならない

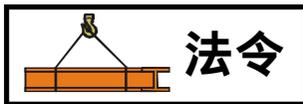


つり上げ荷重



定格荷重

SAMPLE



法令

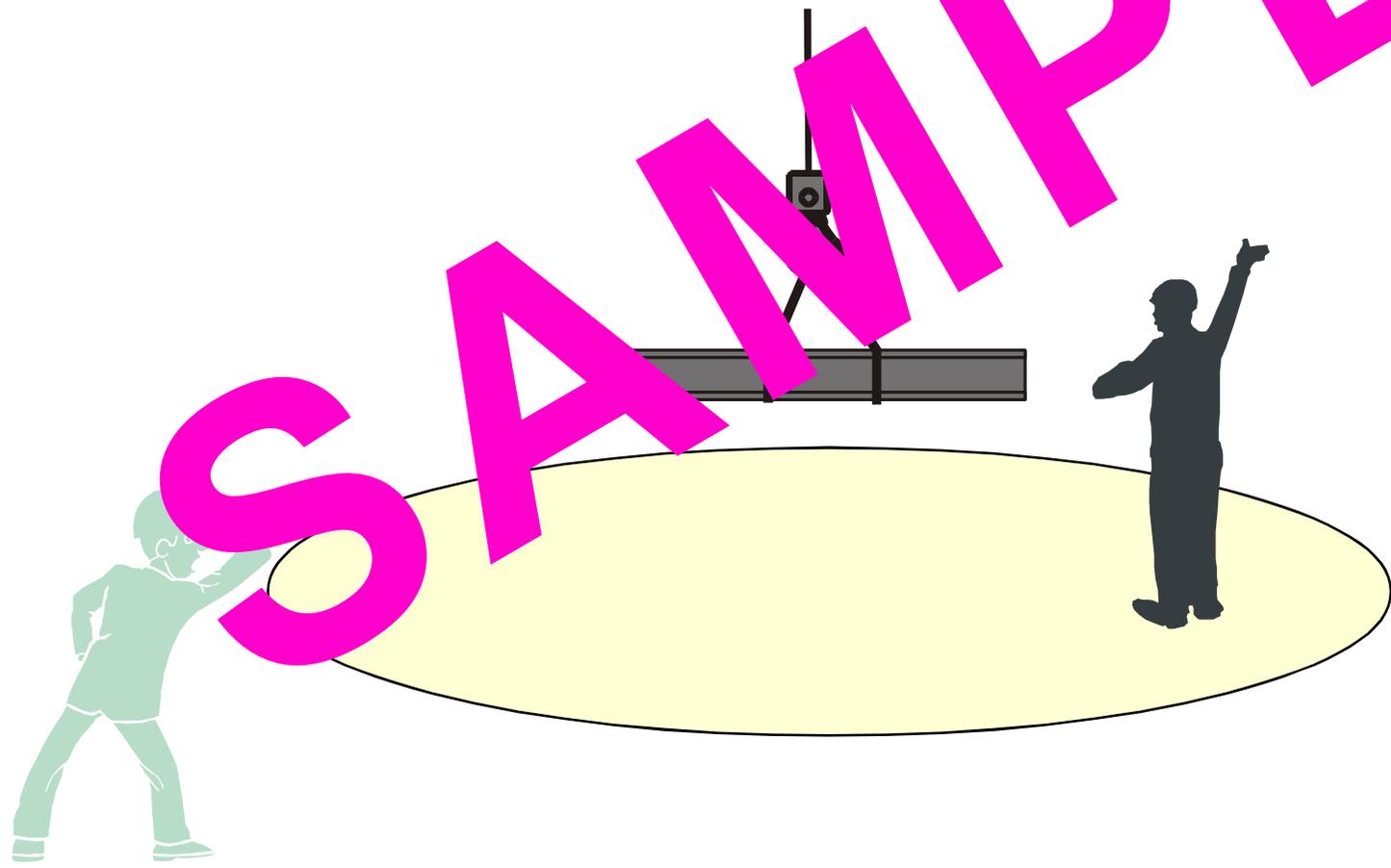
8

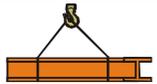
運転の合図

【ク】第25条・第71条・第111条
【則】第467条

事業者は、クレーン等及び揚貨装置を用いて作業を行うときは、クレーン等及び揚貨装置の運転について、一定の合図を定め、合図を行う者を指名して、その者に合図を行わせるなければならない。

SAMPLE





法令

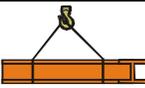
9

搭乗の制限

【ク 第26条・第72条 第112条】

事業者は、クレーン等により労働者を運搬し、または労働者をつり上げて作業させてはならない。



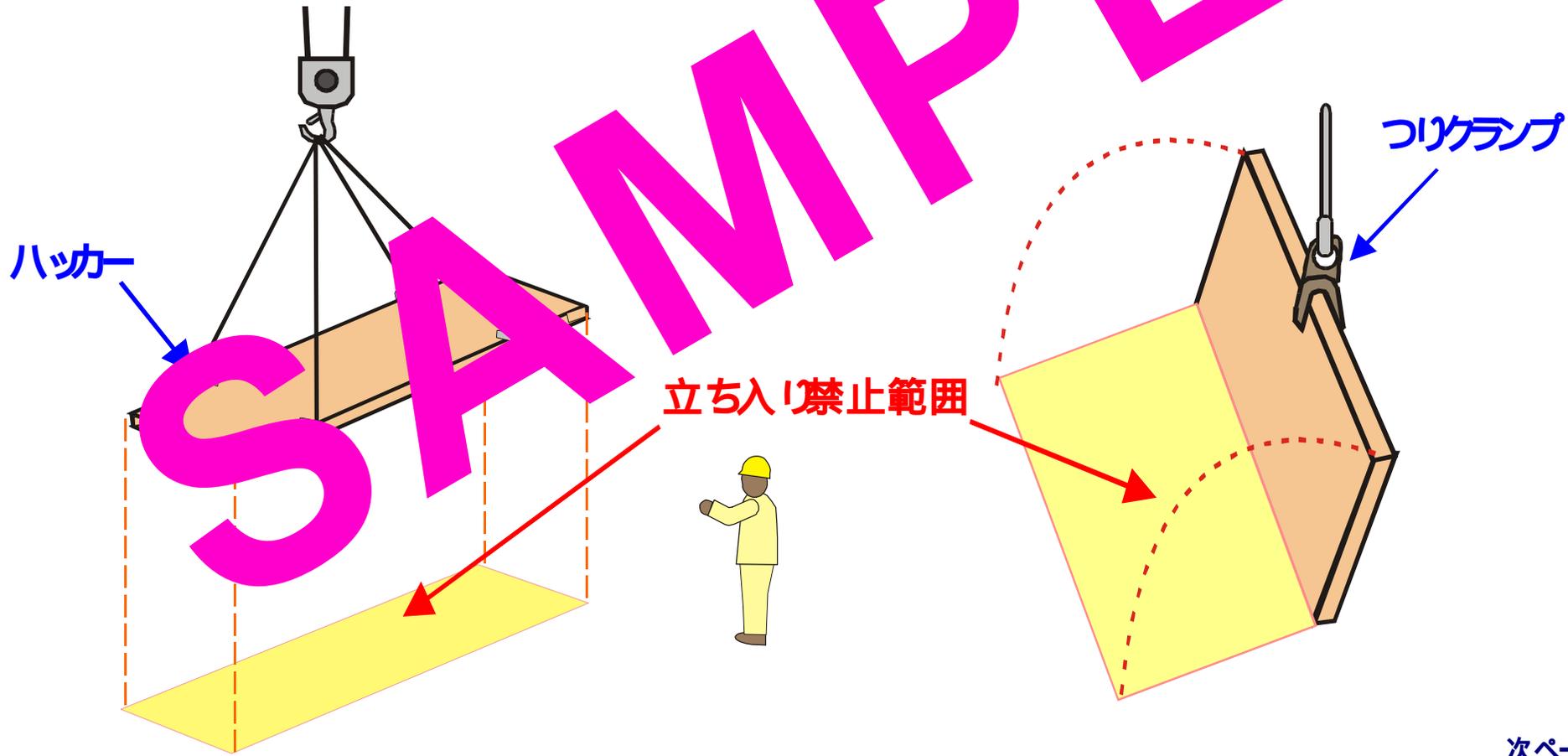
 法令 10 立入禁止

〔 第 29 条 ・ 第 74 の 2 ・ 第 1 15 条 〕

事業者は、クレーン等に係わる作業を行う場合にあつて、次の各号のいずれかに該当するときは、**つり上げられている荷（つり具を含む）の下に労働者を立ち入らせてはならない**

1. ハッカーを用いて玉掛けをした荷が、つり上げられているとき

2. つりクランプを用いて玉掛けをした荷が、つり上げられているとき



次ページへ続く >>



同梱のCD-ROM(以下「本CD-ROM」という)を開封される前に、下記の契約内容(以下「本契約内容」という)を必ずお読みください。お客様は本契約内容に同意いただいた場合のみ、本CD-ROMを使用いただくことができます。本CD-ROMを開封された場合には、本契約を同意いただいたものとみなし、本契約が成立します。もし、本契約内容に同意いただけない場合には、ご購入30日以内に限り、代金返還に対応しますので、ご購入先又は有限会社ヒロテック(以下「ヒロテック」という)までご連絡ください。

使用許諾

ヒロテックは、本教材の使用者が次の範囲で本CD-ROMを使用されることを許諾します。

本CD-ROMを日本国内において1台のコンピュータ上で使用すること

本CD-ROMに収録されているすべてのデータ(以下「本データ」という)を閲覧すること

禁止事項

ヒロテックは、本教材の使用者が以下の行為をすることを禁止します。

本CD-ROMを同時に複数のコンピュータで使用すること(ネットワークによる利用を含みます)

本CD-ROMを日本国外で使用すること

本CD-ROMの複製または本CD-ROMを他の記録媒体(ハードディスクを含む)に複製すること

本データを閲覧以外の目的に利用すること

本データを営利目的で紙媒体に印刷し販売すること

本CD-ROMの内容の一部または全部をヒロテックに無断でインターネット上に掲載することまたは第三者に貸与・譲渡・販売すること

著作権の帰属

本教材ならびに付属する取り扱い説明書等のソフトウェアの著作権は、ヒロテックに帰属しています。

免責事由

本CD-ROMに収録されている本データと実際のデータまたは事実とに相違がある場合も、ヒロテックは責任を負いません。本CD-ROMに収録されている本データは、ヒロテックの都合により予告なく変更する場合があります。ヒロテックはいかなる場合でも、本CD-ROMのご使用によって、あるいは本CD-ROMの瑕疵・誤謬によって、生じたいかなる損害(逸失利益、プログラムやデータの損失、PCの破損等)に対しても責任を負いません。

保証

本CD-ROMに物理的瑕疵があることを発見された場合は、ご購入後30日間に限り、正常な製品と無償で交換させていただきますので、すみやかに購入先にご連絡ください。ヒロテックは、本条に定める以外の保証はいたしません。

契約の解除

お客様が本契約書の条項及び条件に違反した場合、ヒロテックはただちに本契約を解除することができます。この場合、またお客様自身が本契約を解除しようとする場合は、お客様は本CD-ROMに含まれる全ての本データを破棄しなければなりません。なお、本契約成立後は、本CD-ROMの購入代金は一切返還いたしません。

契約期間

本契約は、お客様が本CD-ROMのパッケージを開封されたときから発行し、お客様またはヒロテックがこの契約を解除するときまで有効とします。

本契約書について不明な点がございましたら、ヒロテック宛に書面にてご連絡いただきますようお願い申し上げます。

有限会社ヒロテック

〒350-1103

埼玉県川越市霞ヶ関東5-27-22

遠山ビル1F

TEL:049-231-3266 FAX:049-233-3120

URL <http://www.hirotech.jp/>